

# 災害時における支援に関する協定書

会 津 美 里 町

公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 災害時における支援に関する協定書

会津美里町（以下「甲」という。）と公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、会津美里町内において災害が発生するおそれがある場合、あるいは災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援について必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものをいう。  
（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害  
（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めるもの

### （支援要請）

第3条 甲は、災害時に支援の要請が必要であると認めるときには、乙に対して業務を要請することができるものとする。

### （支援の内容）

第4条 支援の内容は、次のとおりとする。  
（1）甲が管理する公共施設等の被災状況調査に関すること。  
（2）甲が管理する公共施設に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集又は復元に関すること。  
（3）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。  
（4）災害に係る登記及び境界関係に関する住民への無料相談所の開設に関すること。  
（5）前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策に関すること。

### （支援の実施）

第5条 乙は、前条の支援を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統（以下「実施体制等」という。）を甲に報告するものとする。なお、実施体制等に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が実施した業務に要した経費や資材の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

### （損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙協議して定めるものとする。

### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

### （協定の効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年7月6日

甲 福島県大沼郡会津美里町字宮北3163番地  
会津美里町  
会津美里町長 渡部 英敏



乙 福島県福島市浜田町4番16号  
公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理事長 齋藤 潔

